

議員提出議案第3号

市長に対する問責決議

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月29日提出

提出者

亀山市議会議員 櫻井清蔵

賛成者

亀山市議会議員 今岡翔平

同 西川憲行

同 鈴木達夫

亀山市議会議長 前田稔様

別紙

市長に対する問責決議

市長に対する問責決議

櫻井市長の市政運営は『選択と集中』とスピード、コミュニケーション、オープンの方針で市政が運営されてきているが、現在の市長の市政運営に対し、言葉通りに進んでいないことに不安を覚えている。

市長の責任問題の第1は、国民宿舎関ロッジの問題がある。市長の決断によって市の直営施設を民間の活力導入を理由に指定管理者制度を導入し、業者との5年契約を結んだにもかかわらず、その指定管理者が、2年も経たずに撤退し、その間の損害を請求されるに至っている。また、本来ならば違約をした指定管理者に対し、積極的に損害を求める必要があったにもかかわらず、放置し、適切な指示を行わなかった。また、市の財産である関ロッジの歴史や、運営に多大な影響を与え休館に至らしめた責任は重大であり、休館に至った責任も「社会情勢の変化によるもの」と自らの責任を感じていないことである。

第2には、国も県も推奨している地籍調査は、防災上の観点や、税収目的としても重要で、それに係る予算も市の負担分は5%と軽微なものであるにもかかわらず、行財政改革のザ・点検亀山モデルによる仕分けの対象とし、その意見による判定を理由として、議会から、長年、再三にわたって要望している亀山市の地籍調査を中止するとの判断が下されたことである。今後推進していかねばならない事業であるとの議会の意見を軽視し、行財政改革において、費用対効果の面を理由にしているが、その根拠が極めて脆弱で、説得力に欠ける。市長の態度は二元代表制を無視するものである。

第3に、林業センターの火災における損害賠償請求の不手際にある。当初議会への報告では、その損害は火災発生原因者が、全額弁済するとの確約を取っており問題はないとの事であったにもかかわらず、請求金額の支払いを拒否され、その後の判断を司法に委ねるという手段は、市長の職務を果たしておらず、その対応にも大きな不安を感じる。

何の信念を持って「選択と集中」なのか、スピード感を持って動かず、相手方との交渉にもイニシアチブをとって指導するでもなく、報告を受けるだけの櫻井市長の姿勢は、まことに遺憾である。

よって、亀山市議会は、櫻井市長に対して猛省を促すとともに責任を強く問うものである。

以上決議する。

平成27年6月29日

亀山市議会